

大田区児童相談所

基本構想・基本計画

平成 30 年 3 月

大 田 区

目 次

I 基本構想	1
1 はじめに.....	1
2 策定の目的	1
3 児童福祉法の改正と上位計画について	2
3.1 児童福祉法の改正.....	2
3.2 上位計画	3
4 児童相談所開設に向けた現状と課題の整理	4
4.1 児童相談行政に係る現状.....	4
4.2 児童相談所開設に向けた課題	12
5 基本方針.....	13
5.1 大田区児童相談所が目指す姿	13
5.2 児童相談所運営方針	13
5.3 候補地の方針	21
5.4 施設方針	22
5.5 施設整備スケジュール	24
II 基本計画	25
1 計画条件	25
1.1 施設整備条件.....	25
1.2 施設計画.....	26
1.3 関係法令	28
2 配置計画案.....	29
2.1 モデルプラン	29
2.2 課題の抽出	33

I 基本構想

1 はじめに

大田区（以下、「区」という。）の人口は70万人を超え、東京23区内でも3番目に多い大規模な自治体です。現在、子ども家庭支援センター（大森、洗足池、蒲田、六郷）で受ける相談件数は年々増加の傾向にあり、平成28年度実績では2,500件を上回っています。なかでも虐待に関する養護相談においては、直近の3年間で528件（H26）、578件（H27）、776件（H28）と急激に増加しています。このような切迫した背景を踏まえ、子どもの権利¹⁾を守り、その家庭の抱える問題や不安などを支援することが早急の課題となっています。

平成28年5月には改正児童福祉法が成立し、特別区においても児童相談所を設置できることとなり、区は子どもと家庭の支援体制を強化するため、児童相談所の設置を目指すこととしました。このことから、区では、「おおた未来プラン10年（後期）」に基づく「大田区実施計画」においても、児童相談所の早期設置を掲げて、品川児童相談所等への実務派遣研修及び子ども家庭支援センターの体制強化等に取り組んでいます。

本基本構想・基本計画は、児童相談行政を取り巻く様々な課題と、大田区の地域特性を踏まえた児童相談所設置のための基本的な考え方をまとめたものです。

2 策定の目的

区は、改正児童福祉法の理念に則り、区民に最も身近な行政の強みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うために、法の施行後5年を目途とし、区が運営・管理する児童相談所の設置を目指しています。本基本構想・基本計画においては、区としての児童相談所のあり方を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出し、目指す児童相談所を整備するための様々な条件を整理することを目的とします。

策定にあたっては、児童相談体制のあり方や運営方針、職員の確保と人材育成などソフト的な条件と、施設整備に関するハード的な条件を整理し、より着実な児童相談行政の推進に向けた考え方を示すものとしします。

¹⁾ 子どもの権利条約：子どもの人権を尊重及び確保するために定められた条約。18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について詳説。日本は1994年に批准している。

（出典：外務省HP）

3.1 児童福祉法の改正

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布（平成28年6月3日）されました。児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものとされています。

改正の主な内容は、以下のとおりです。

表 1-3-1 児童福祉法の主な改正内容

<p style="text-align: center;">1 児童福祉法の理念 の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童の福祉を保障するための原理の明確化 ■ 家庭と同様の環境における養育の推進 ■ 国・地方公共団体の役割・責務の明確化 ■ しつけを名目とした児童虐待の防止
<p style="text-align: center;">2 児童虐待の発生予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て世代包括支援センター¹⁾の法定化 ■ 支援を要する妊婦等に関する情報提供 ■ 母子保健施策を通じた虐待予防等
<p style="text-align: center;">3 児童虐待発生時の 迅速・的確な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村における支援拠点の整備 ■ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化 ■ 児童相談所設置自治体の拡大 ■ 児童相談所の体制強化 ■ 児童相談所の権限強化等 ■ 通告・相談窓口等
<p style="text-align: center;">4 被虐待児童への 自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 親子関係再構築支援 ■ 里親委託等の推進 ■ 18歳以上の者に対する支援の継続

この法改正により、政令で指定する特別区も、児童相談所を設置することができる（児童福祉法第59条の4第1項）こととなり、これを受けて区では、児童相談所の設置に向けた検討を進めています。

¹⁾ 改正児童福祉法において、「市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する『子育て世代包括支援センター』（母子保健法上の名称は『母子健康包括支援センター』）を設置するよう努めるものとする」と規定された。

3.2 上位計画

区は、大田区基本構想に掲げる将来像の実現に向けて「おおた未来プラン10年（後期）」を策定し、その子ども家庭支援分野の目標達成に向け、個別計画として「おおた子ども・子育てかがやきプラン」を定め、施策を展開しています。その中で、子どもと家庭の支援施策に関しては、次のように記しています。

大田区の将来像	
地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市おおた	
基本目標 1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち	
【個別目標1-1】 未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします	
施策 1	安心して子どもを産めるまちをつくります ②子どもを産み育てる世代への支援
施策 2	子どもが健やかに育むまちをつくります ②子育て相談・養育環境の整備 ③地域における子育て支援体制の充実
施策 4	のびのびと成長する子どもを見守ります ①子どもの権利の確保 ②親子のふれあい、交流の場づくり ③放課後の安全な居場所づくり ④青少年の健全育成
おおた 子ども・子育て かがやきプラン	基本目標 1 地域における子育て支援体制を充実します ①子育て家庭に対する相談体制の充実 ②子育て情報の充実 ③子育て家庭の地域交流の促進 ④子育てをサポートする地域のネットワークの充実
	基本目標 6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします ①ひとり親家庭への支援 ②児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援 ③障がい児と家庭への支援 ④外国人家庭への支援

また、「おおた未来プラン 10 年（後期）」の実施計画である「大田区実施計画」においては、児童相談所の早期設置に向け、設置工事や運用体制の構築、関係機関との調整といった具体的な取組みについて、平成 31 年度までの年度別計画を定めています。今後は、法の理念や上位計画との整合を図りながら、本基本構想及び基本計画により、児童相談所の設置を推進してまいります。

4.1 児童相談行政に係る現状

4.1.1 大田区子ども家庭支援センターの現状

区では、子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援により、子どもの健全な育成に寄与することを目的に条例を制定し、従来型¹⁾の子ども家庭支援センターを設置しました（平成14年）。その後、児童福祉法の改正により区市町村の役割が明確化され、虐待通告先として区が追加されたことから、虐待通告の窓口を先駆型²⁾の子ども家庭支援センターとして位置付けました（平成16年）。また、平成19年に設置した大田区要保護児童対策地域協議会³⁾の調整機関にも指定し、警察や医療機関をはじめとする関係機関の事務局を担っています。

区では、図1-4-1に示すとおり分室も含め4か所の子ども家庭支援センターを整備しています。

- キッズな大森：大森北4-16-5
- キッズな洗足池：上池台2-35-18
- キッズな蒲田：西蒲田7-49-2 社会福祉センター2階
- キッズな六郷：仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター3階



図 1-4-1 子ども家庭支援センター所在地

- 1) 下記の業務を実施できる子ども家庭支援センター。
 - ・子ども家庭総合ケースマネジメント事業（総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供・調整、サービスの調整）
 - ・地域組織化事業
 - ・在宅サービス基盤整備事業
 - ・専門性強化事業（心理的ケアの取り組み）
- 2) 従来型に加え、下記の業務を実施できる子ども家庭支援センター。
 - ・要支援家庭サポート事業（見守りサポート事業、養育支援訪問事業）
 - ・専門性強化事業（虐待対応の強化）
- 3) 被虐待児童だけでなく、保護や支援を要する子どもの早期発見と早期対応を目的とし、児童福祉法第25条の2の規定に基づき設置される。区では学校、保育園、福祉事務所、保健所、医療機関、警察署、児童相談所など、子どもに関わる様々な機関によって構成されている。

子ども家庭支援センターでは、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ解決に取り組むとともに、区民との協働のもとに地域の相互援助活動を推進することによって、表1-4-1に示す子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援を行っています。

表 1-4-1 子ども家庭支援センター実施業務

実 施 事 業
■子どもと家庭に関する総合相談（地域子育て支援拠点事業）
■子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）
■ファミリー・サポートおおた（ファミリー・サポート・センター事業）
■一時預かり事業・定期利用保育事業（保育所等における一時預かり事業）
■ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業（子育て短期支援事業）
■養育支援家庭訪問事業
■子育て力向上支援事業
■地域子育てネットワーク
■児童虐待対策
■児童虐待防止ネットワーク

平成28年度に、子ども家庭支援センターで受理した相談件数は2,555件であり、相談件数は年々増加しています。また、虐待に関する相談の割合が30%であり、相談受理件数全体のうちで大きな割合を占めています。

表 1-4-2 内容別相談数（大田区）

相談内容	相談件数		
	H26	H27	H28
養護（虐待）	528	578	776
養護（その他）	131	442	578
保 健	48	48	49
障 害	26	10	12
非 行	7	1	4
育 成	290	234	208
その他	924	852	928
合 計	1,954	2,165	2,555
虐待相談件数の割合	27%	27%	30%

出典：大田区調べ

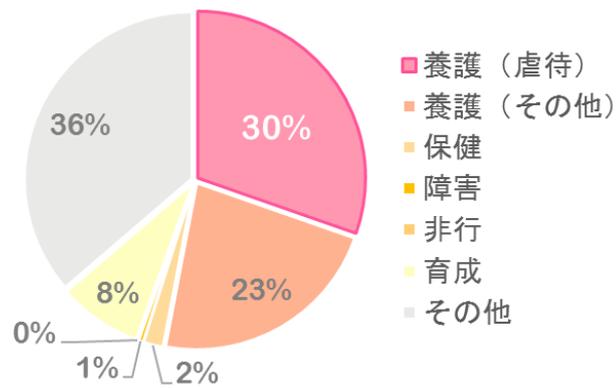


図 1-4-2 虐待に関する相談の割合

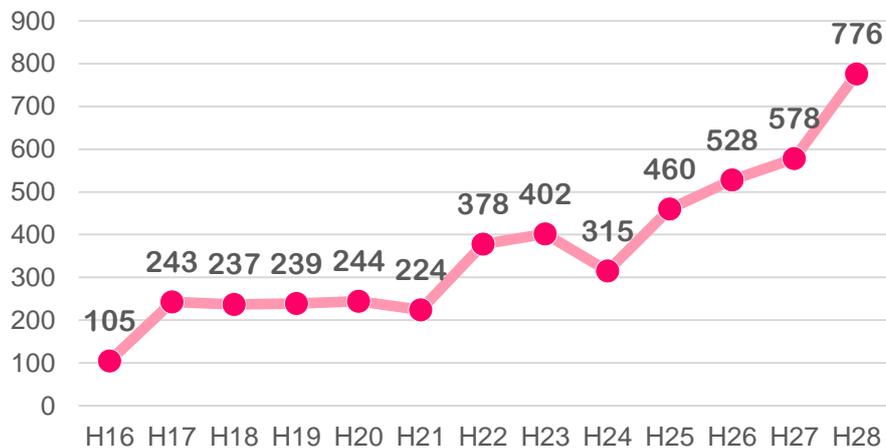
また、子ども家庭支援センター（4か所）における虐待に関する相談件数の推移をみると、増加傾向にあり、開設当初の平成16年と比較すると、約7.4倍に増加しています。

表 1-4-3 子ども家庭支援センターにおける虐待に関する相談件数

虐待に関する相談件数												
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
105	243	237	239	244	224	378	402	315	460	528	578	776

出典：大田区調べ

図 1-4-3 子ども家庭支援センターにおける虐待の相談件数の推移（件）



4.1.2 児童相談所の現状

品川児童相談所は、東京都内に11か所ある児童相談所のひとつであり、大田区、品川区、目黒区を管轄し、昭和24年6月に、東京都で7番目の児童相談所として開設しました。開設当初は一時保護所が併設されていましたが、昭和38年に改築した際、一時保護所を廃止しています。

- 所在地：〒140-0001品川区北品川3-7-21
- 轄地域：品川区、目黒区、大田区
- 交通：京浜急行線新馬場駅
- 設年度：昭和24年6月
- 建物面積：935.31㎡

(出典：東京都児童相談所 事業概要 2017年(平成29年)版)



図 1-4-4 品川児童相談所所在地

現在、品川児童相談所では、相談業務、調査、診断業務、里親業務などを行っており、常勤職員、非常勤職員を合わせた49名が配置されています。

表 1-4-4 職員の配置状況(平成29年4月1日現在)

職員	内 訳
常勤職員	事務(8名)、福祉(20名)、心理(9名)
非常勤職員	虐待対応協力員(2名)、虐待対応強化専門員(2名) 医療連携専門員(1名)、精神科医師(1名) 非常勤弁護士(1名)、家庭復帰支援員(1名) 養育家庭専門員(1名)、支援事務職員(2名)、業務事務員(1名)
合計	49名

出典：東京都児童相談所 事業概要 2017年(平成29年)版

表1-4-5に示すとおり、平成28年度に品川児童相談所で受理した相談件数は、2,345件であり、相談件数は年々増加しています。また、虐待に関する相談が1,215件であり、全体の52%と最も多い相談内容となっています。過去10年の虐待に関する相談の割合をみても増加傾向にあり、平成19年と比較すると、約2.5倍に増加しています（図1-4-5）。

表 1-4-5 内容別相談数（品川区、目黒区、大田区）

相談内容	相談件数									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
養護(虐待)	298	266	320	582	536	468	588	678	894	1,215
養護(その他)	196	226	201	232	230	272	214	218	226	261
保健	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0
障害	528	486	542	522	447	454	434	427	463	414
非行	110	149	120	126	125	141	127	143	131	188
育成	200	224	215	201	218	196	183	143	129	120
その他	120	123	180	133	114	115	107	135	146	147
合計	1,452	1,474	1,578	1,796	1,670	1,648	1,653	1,745	1,989	2,345
虐待相談件数の割合	21%	18%	20%	32%	32%	28%	36%	39%	45%	52%

出典：東京都児童相談所 事業概要 2017年（平成29年）版

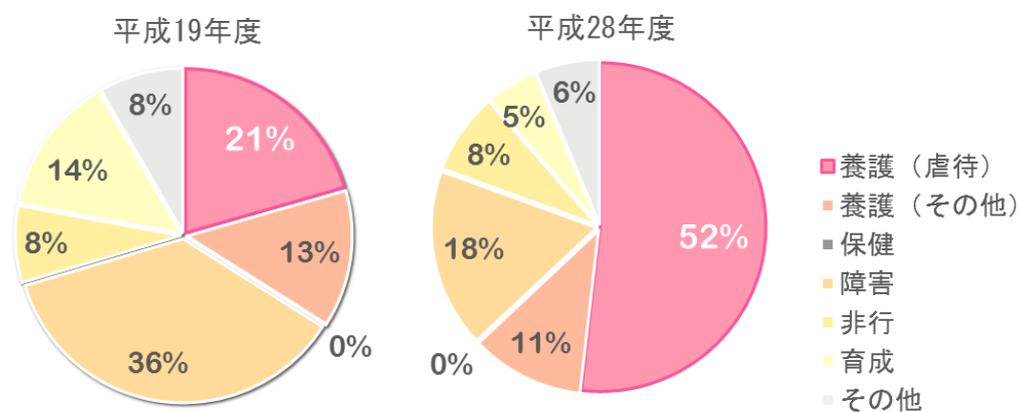


図 1-4-5 虐待に関する相談の割合（平成19年度・平成28年度）

次に、表1-4-6に品川児童相談所における虐待に関する相談件数のうち、平成28年度の大田区管轄の相談件数は672件であり、平成19年と比較すると約4.5倍に増加しています。

表 1-4-6 品川児童相談所における大田区の虐待に関する相談件数

	虐待に関する相談件数									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
大田区	149	167	189	360	337	262	327	389	472	672
品川児童相談所全体	298	266	320	582	536	468	588	678	894	1215
大田区の割合	50%	63%	59%	62%	63%	56%	56%	57%	53%	55%

出典：大田区調べ

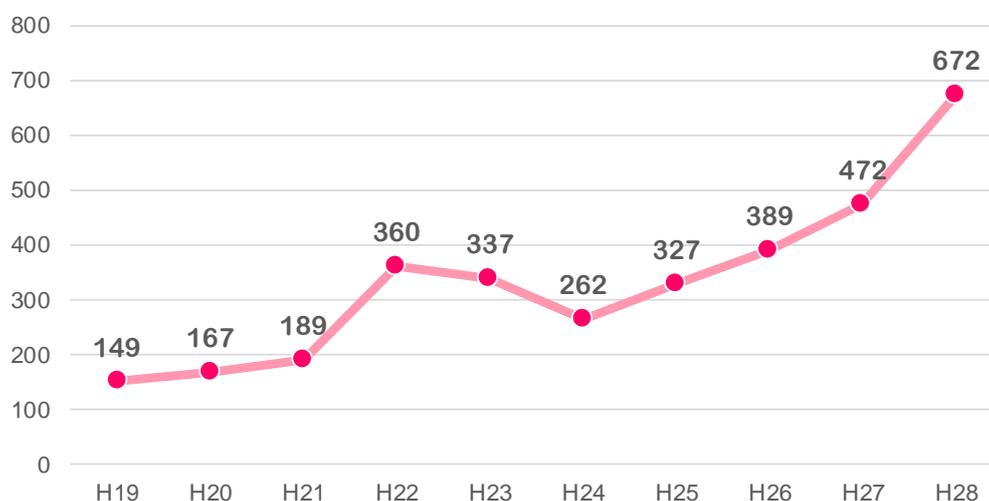


図 1-4-6 品川児童相談所における大田区の虐待に関する相談件数の推移 (件)

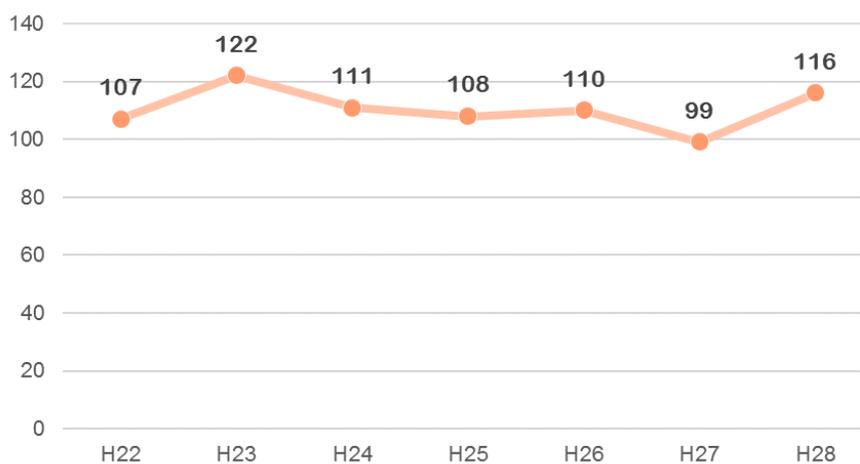
東京都には、7か所の一時保護所が設置されています。平成22年から平成28年までの大田区の児童が一時保護された件数の推移をみると、約100件から120件の間で横ばいとなっています。

表 1-4-7 品川児童相談所における大田区の児童が一時保護された件数

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
大田区	一時保護件数	107	122	111	108	110	99	116
	虐待内数	67	85	63	55	58	58	76
品川児童相談所 全体	一時保護件数	172	168	168	162	172	164	181
	虐待内数	97	104	95	85	98	93	118

出典：大田区調べ

図 1-4-7 品川児童相談所における大田区の一時保護件数の推移（件）



4.1.3 参考事例

全国における児童相談所の事例から、検討すべき参考点を抽出しました。

表 1-4-8 参考事例

	参考点
A 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所は、間仕切りにより男女が区別できる構造 ・一時保護所の建物は、家庭的雰囲気を出すため木材を使用 ・子どもや保護者が安心して相談を行えるよう、光を取り入れる窓を多用 ・サイズ別の備品（洋服・毛布・布団等）を収納できる、広い倉庫スペースを設備
B 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談しやすい雰囲気づくりとして、受付から事務室の様子が見られる配置 ・食堂を小学生の学習室として利用 ・小中高エリアと幼児エリアとを分離して配置 ・幼児エリアに小さいトイレの設置 ・プレイルームを年齢別に2ヶ所整備 ・面接時のトラブルに備え、面接室と事務室を近い位置に設置
C 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の特性に沿った保護を実施するため、幼児・男児・女児の3ブロックに分けている ・一時保護所の入り口は児童相談所と別に確保
D 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・静養室は、緊急入所や個別対応にも利用 ・室内、室外に洗濯物干し場を確保
E 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・内装は気持ちが落ち着くような色、子どもに優しい色を使用 ・プライバシー保護のため、駐車場から施設入り口まで目隠しを設置 ・一時保護所の居室等に鏡面ガラスを使用

4.2 児童相談所開設に向けた課題

児童相談所の整備を進めるにあたり、各施設の現状とこれまでの協議から課題を整理しました。

4.2.1 各施設の現状を踏まえた課題の整理

子ども家庭支援センター、品川児童相談所（東京都の一時保護所を含む）の各施設における概要や運営体系から、大田区で児童相談所を開設するにあたっての課題を抽出しました。

- 品川児童相談所での相談件数が年々増加しており、その約6割が大田区の場合となっている。
- 特に、虐待の相談件数の増加が顕著であり、迅速な対応を求められるケースが増加している。
- 子ども家庭支援センターは、虐待された児童を家族から離して保護する権限を有しておらず、単独で緊急対応を行うことができる範囲が制限されている。
- 品川児童相談所に一時保護所がなく、離れた地域での保護となるため、保護した後のきめ細かなケアを行ううえで不便さが認められる。
- 子ども家庭支援センターと品川児童相談所のそれぞれが虐待に関する相談を受けており、対応機関が区民に分かりにくい。

4.2.2 全体（各施設の関係）としての課題の整理

子ども家庭支援センター、品川児童相談所及び一時保護所の各施設における関係性は図1-4-8に示すとおりです。各施設の関係性や運営体系から、大田区で児童相談所を開設するにあたっての全体からみた課題を抽出しました。

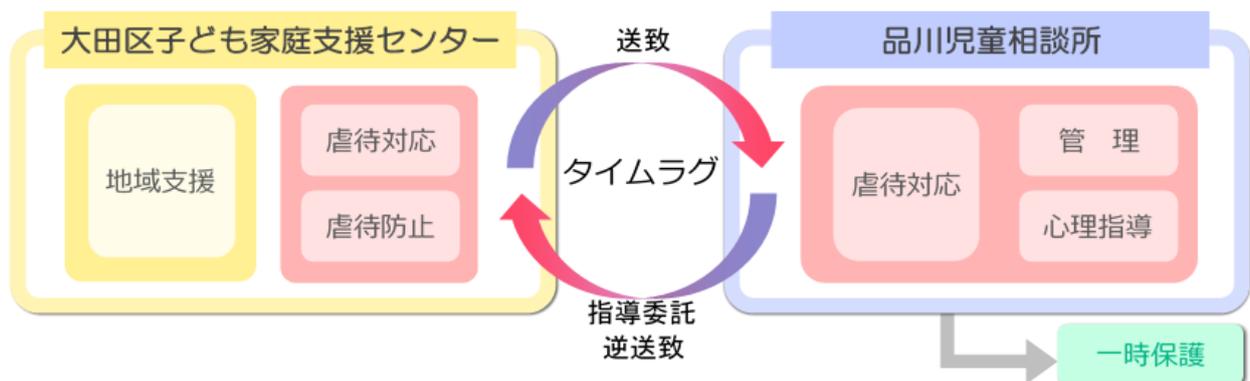


図 1-4-8 大田区子ども家庭支援センターと品川児童相談所の現状の関係性

- 児童相談所が区外にあり、子ども家庭支援センターと離れていることから、子どもの状況の変化に合わせた細かな対応を行ううえで、時間がかかる場合がある。
- 子どもの処遇について、区と児童相談所とで判断が異なる場合がある。

これらの課題を踏まえて、施設の整備を検討します。

5 基本方針

5.1 大田区児童相談所が目指す姿

区は、長期基本計画である「おおた未来プラン10年（後期）」に基づき、のびのびと成長する子どもを見守るための施策を実施してきました。また、「大田区実施計画」においては、子どもの権利を守る支援体制・拠点機能の整備に向け、児童相談所の早期設置により、子どもと家庭の支援体制の強化を目指すことを、今後の施策展開の一つとして位置付けました。

こうした関連する計画を踏まえ、区として児童相談所を設置することとし、その「目指す姿」を次のように定めます。

【目指す姿】

**一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築し、
おおたの子どもを守ります**

5.2 児童相談所運営方針

5.2.1 地域に根ざした児童相談所に向けて

東京都では、区市町村が設置している子ども家庭支援センターを児童相談の第一義的窓口とするとともに、児童相談所を専門性の高い困難事例の対応窓口とする役割分担をしています。しかし、児童相談所が区外にあり、区の子ども家庭支援センターと離れていることから、迅速な対応などに課題も認められます。

このことから、大田区の子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、まずは子ども家庭支援センターが担ってきた児童虐待相談機能を、児童福祉法の改正により規定された「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（以下「支援拠点」という。）として整備し、虐待対応の強化を図ります。このことで、在宅における子どもと家庭の支援に向け、必要なサービスや地域の社会資源を有機的につないでいきます。

その上で、児童相談所を区に設置することに併せ、支援拠点の機能とを統合し、その施設を「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」として一体的に整備します。

これらにより、児童虐待対応としての「家庭への介入」と、虐待防止に向けた養育困難家庭への「在宅支援」の両面を併せ持つ、一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築し、福祉や保健、教育等の行政機能や地域の関係機関と連携した、切れ目のない一貫した支援を行ってまいります。

なお、「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」の設置に当たっては、母子保健法に基づき設置の検討が必要とされる子育て世代包括支援センターとの緊密な連携や、既存の地域子育て支援施策の再構築などと併せ、複合的な検討を進めていきます。

従来の東京都児童相談所の持つ役割をさらに充実し、基礎自治体である区ならではの、地域に根ざした新たな児童相談所の設置につなげていきます。

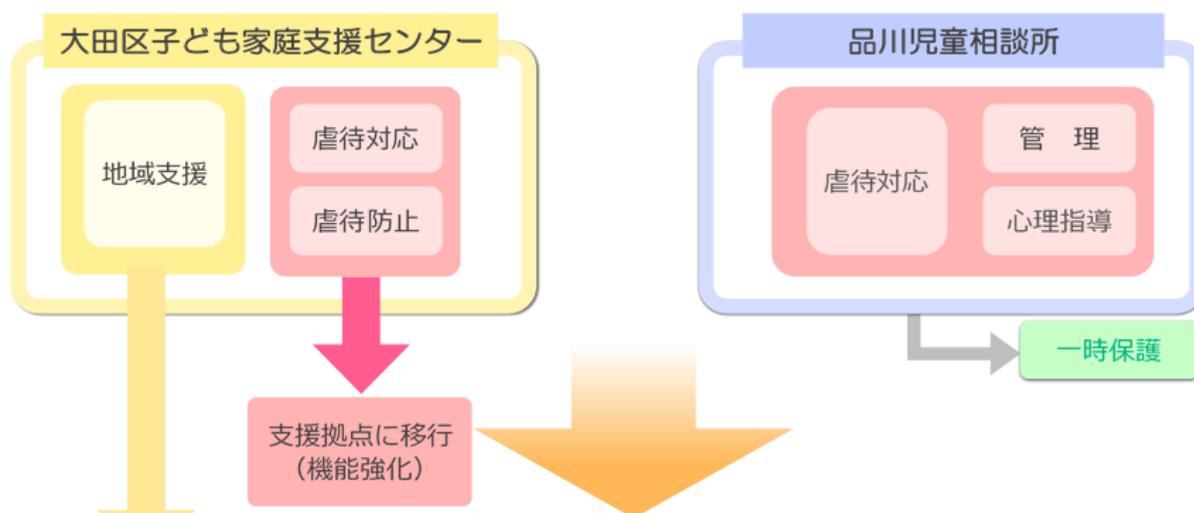
5.2.2 機能整備の方向性

新設する「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」では、児童相談行政を一元的かつ総合的に実施することで、専門的な相談案件へ対応し、児童相談所と子ども家庭支援センターの二つの機関に見られる都と区の二元体制によるタイムラグを解消し、迅速に対応します。

児童相談行政の一元化として、品川児童相談所における虐待対応・児童福祉・管理・心理指導の機能と、既存の子ども家庭支援センターにおける虐待対応・虐待の未然防止の機能に加え、緊急保護、生活指導、行動観察、学習指導等といった一時保護の機能を併せ持つ児童相談所を整備し、深刻な事例の発生から子どもを守る体制を整えます。

- 児童虐待の対策の強化
- 児童相談行政の一元的かつ総合的な整備
- 児童相談所と子ども家庭支援センターの二つの機関体制によるタイムラグの解消と対応の迅速化
- 一時保護所の設置

【現行】



【設置後】



図 1-5-1 児童相談所設置前後の体制

5.2.3 3つの視点

「目指す姿」を実現するための取組み方針として、「3つの視点」を定めます。

(1) 子ども家庭支援センターの機能を最大限活用した一元的かつ総合的な支援

子ども家庭支援センターが培ってきた、虐待の初期対応と在宅支援サービスを基盤に置き、重篤な案件を担う児童相談所機能と一元化し、子どもと家庭を総合的に支援することで、あらゆる事態に対応できる体制を整備します。また、児童虐待に至る前の養育困難の状況で「寄り添い型」の家庭支援を実施し、虐待の重篤化を防止します。

(2) 関係機関との連携により未然防止に主眼を置いた虐待への対応

要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関や地域との連携により、孤立化する親子の不安を取り除き、虐待の未然防止を図ります。また、福祉や保育士、児童指導など多様な職種を擁する区の強みを活用し、「虐待をしない・させない」といった虐待の重篤化を防ぐ取組みを充実することで、一時保護や施設入所に至らない支援体制の構築を目指します。

(3) 安全安心な施設を基盤としたあらゆる子ども家庭相談の実現

施設建設に当たっては、センター利用者等の安全を確保した上で、子どもや家庭に関する様々な悩みや問題を受け止めることができるよう、ハード的な工夫のみならず、それぞれの児童の状況に応じた適切な対応など、ソフトの充実も踏まえた整備を進めます。

5.2.4 担うべき機能

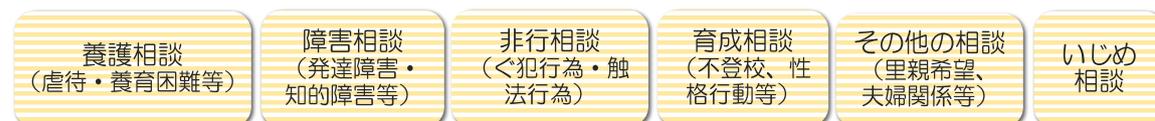
(1) 市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）

虐待の未然防止に向けた次の機能を担い、児童相談所の児童福祉担当と同一ライン上で、総合窓口としての機能を果たします。



(2) 児童相談所

専門的な知識及び技術を要する次の相談に応じ、調査（出頭要求・立入調査・臨検・搜索等）、診断（社会診断・心理診断・行動診断等）、判定、援助（在宅指導・児童福祉施設入所措置・里親等委託・家庭裁判所送致等）及び一時保護等を行います。



5.2.5 児童相談行政の体制

運営方針、3つの視点及び担うべき機能に基づき、「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」として一体的に整備し、そのイメージは次のとおりとします。

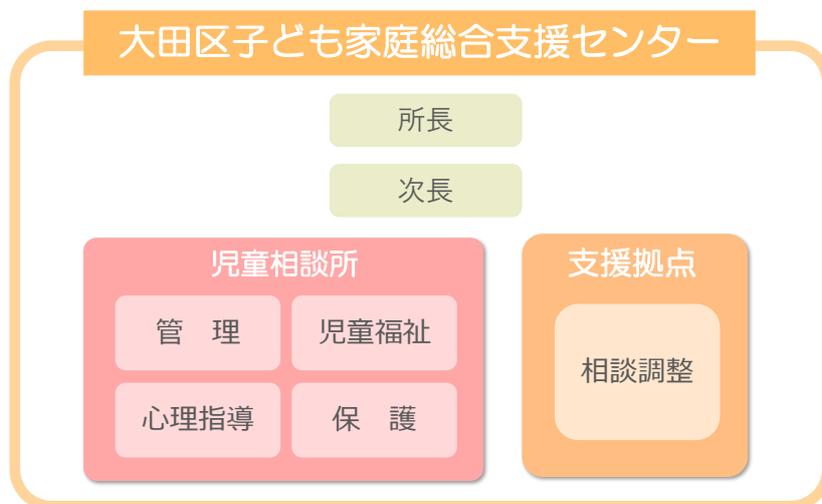


図1-5-2 「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」組織イメージ

(1) 所長及び次長

相談・通告に対して、対応の最終判断を行います。また、次長は所長の職務の補佐を行います。

(2) 児童相談所機能

1) 管理担当(庶務)

事務職で構成し、センターの管理・運営に関することや児童福祉施設に係る措置費支弁事務等に関するもののほか、一時保護している子どもの所持品の引き取り、保管及び処分に関することなど総務部門を担います。

2) 児童福祉担当

児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザー(SV)により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うなど、児童の福祉増進を図ります。

3) 心理指導担当

児童心理司及び児童心理司スーパーバイザー(心理SV)により、子ども及び保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって、子どもや保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行います。

4) 保護担当(一時保護所)

虐待や非行等により一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般を担うとともに、児童福祉司や児童心理司等と連携し、子どもや保護者への指導を行います。

(3) 相談調整担当（支援拠点機能）

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行います。具体的には、養育困難家庭に対する養護相談や養育支援家庭訪問、要保護児童地域対策協議会に関する事務のほか、虐待防止の普及・啓発を担います。

(4) 非常勤職員等

常勤職員に不足する専門的スキルやノウハウを補い、円滑な児童相談所運営に資するため、医師、弁護士のほか一定の業務において非常勤職員の配置を検討します。また、調理など一部の業務について、業務委託を検討します。

5.2.6 児童相談所設置のメリットと目指すべき機能

(1) 設置のメリット

改正児童福祉法の成立により、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。区が児童相談所を設置するメリットは以下のとおりです。

- 住民に密着した基礎自治体による一元的かつ総合的な児童相談行政と、切れ目のない一貫した支援体制の構築
- 地域の関係機関との連携による見守り体制の充実
- 区の関係部署（保健・福祉・教育・児童等）が連携した幅広い支援体制と総合的なアプローチ

(2) 目指すべき機能

設置のメリットを踏まえ、区の児童相談所としての目指すべき機能について以下に挙げます。

- 虐待の認定ではなく子育て家庭に対する援助活動への入り口機能
- 家庭の困りごと発見機能
- 親子分離や一時保護に至らせない寄り添い型の在宅支援機能
- 予防活動の展開と重篤化の防止機能

5.2.7 職員確保と人材育成計画について

(1) 根拠法令等に基づく職員配置の考え方

児童相談所の組織と人員については、改正児童福祉法及び厚生労働省通知「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日児発第133号、以下「運営指針」という。)に定められています。このことから、児童福祉担当に配置する児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザー(SV)、心理指導担当に配置する児童心理司及び児童心理司スーパーバイザー(心理SV)の職員配置については、運営指針に基づき算定します。また、相談調整担当の職員配置については、支援拠点の職員配置基準である「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(以下「支援拠点要綱」という。)を適用することとします。

一時保護所の人員配置基準については、運営指針により「児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準」を準用するとされています。一時保護所の機能としては、必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護することにあります。保護が必要な子どもは乳幼児から思春期まで、また、その背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であるため、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要になります。

(2) 職員確保に向けた方策

児童相談所及び支援拠点としての相談調整担当に配置する職員については、運営指針及び支援拠点要綱に資格基準等が詳細に定められていますが、これらに基づき、任用資格を保持する職種・職員を活用し、適切に運営を行っていきます。

なお、それぞれが定める資格は社会福祉士、臨床心理士、保育士、保健師、社会福祉主事、教員免許等となっていますが、区には、社会福祉士や社会福祉主事等の福祉職のほか、保育園に勤務する保育士や、教員免許等の資格を有した児童指導といった職種の職員がおり、これら資格基準を有した職員を活用していきます。

(3) 人材育成

1) 職員派遣研修

児童相談行政を担う職員には高い専門性が求められます。児童相談所への派遣研修により、長期間継続的にその職務にあたることで、専門的な知識及び技術を確実に習得できることから、可能な限りの職員派遣に努めます。

2) 研修

児童虐待に関する法令や指針等の最新の知識とともに、複雑化する児童虐待に関する様々な相談に適切に対応する専門的援助技術や、幅広い専門性の強化のため、都や関係機関等が実施する研修に積極的・計画的に参加できる仕組みを整えます。

3) その他の方策

児童相談所(一時保護所を含む)や関係施設等における実務体験や個別の職員面談、先行開設を予定している特別区の児童相談所に対する立ち上げ支援など、あらゆる方策を活用し、職員の育成を図っていきます。

施設整備に向けた視点

- 必要と判断したときに確実に保護できる、十分な余裕を持った保護定員枠の確保
- 児童を分けて保護する場の確保

(5) 定員設定

1) 平均保護人数

大田区における一時保護されている一日当たりの平均人数（需要数）

$$\begin{aligned} & \text{「年間保護人数} \times \text{都の平均保護日数} \div 365 \text{ 日} \text{」} \\ & = 116 \times 42.8 \div 365 = 13.60 \div 14 \text{ 人} \end{aligned}$$

2) 定 員

（4）を踏まえ、平均保護人数の2倍を確保し30名とする。

5.3 候補地の方針

5.3.1 候補地の概要

児童相談所の設置場所については、大田区役所本庁舎や警察署等と連携し、児童虐待等に迅速に対応するため、区の中心地域や交通アクセスの至便な地域が適しています。一方で、一時保護所を児童相談所に併設することから、大田区の人口規模や地域特性に沿って必要とされる施設の延床面積は、概ね3,500㎡以上と想定し、設置場所についても一定の敷地面積が求められます。これらを踏まえ、複数の区有地（公共施設が現存している場合も含む）から、建蔽率・容積率や敷地面積のほか、想定される施設整備計画等を総合的に判断し、児童相談所設置候補地を選定します。

5.4 施設方針

5.4.1 施設整備に関するコンセプト

- 子どもと家庭に関する総合相談窓口機能を発揮する施設の実現
- 関係機関・関係部署との連携強化と地域力向上を担保する施設の実現
- 将来的な支援の課題を十分に踏まえた施設の実現
- 施設利用者及び地域の安全・安心に配慮した施設の実現
- ライフサイクルコストを考慮した環境に優しい施設の実現
- 居住エリアと、通所・執務エリアを区画できる工夫された施設の実現

5.4.2 施設規模及び機能に関する方針

- 児童相談所の類型は、A級に準ずる規模とする。
(人口150万人以上の児童相談所)
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の類型は、大規模型とする。
(児童人口概ね7.2万人以上、人口約45万人以上)
- (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの機能は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点機能」と「児童相談所機能」で構成する。

5.4.3 各機能方針

(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターは、「児童相談所管理エリア」「開放エリア」「専門エリア」「一時保護エリア」及び「その他共用部」で構成します。

- 児童相談所管理エリア
 - 児童相談所管理エリアは、事務室や所長室、その他執務に必要な諸室を配置し、総合窓口機能をバックアップする合理的な構成とする。
 - 関係機関や関係部署、日々のミーティングなど大小様々な会議に対応するフレキシブルな会議室を配置し、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を担保し連携強化を図った施設とする。
- 開放エリア
 - 開放エリアは、エントランスホールやエレベーター、多目的トイレ、授乳室、待合室などを配置し、バリアフリーに配慮した施設構成とする。
- 専門エリア
 - 専門エリアは、相談室や検査室、面接室、観察室などを配置し、心理的な安心感を与える明るく温かみのある施設構成とする。
- 一時保護エリア
 - 一時保護エリアは児童相談所に併設とし、管理ゾーン、居住ゾーン(幼児・学齢男女)、その他共用部で構成する。
 - 定員を30名とする。
 - 管理ゾーンは、一時保護所事務室や緊急入所面接室、所持品保管室、その他執務に必要な

な諸室を配置し、保護児童や職員をバックアップする合理的な施設構成とする。

- 居住ゾーンは、幼児・学齢男子・学齢女子の生活空間として明るく温かみのある施設構成とする。
- 保護児童の増減に柔軟に対応できるフレキシブルな施設構成とする。
- その他共通
 - 大規模災害等の被災時においても、継続して機能維持できるよう耐震性能と非常電源装置、防災備品等を確保する。

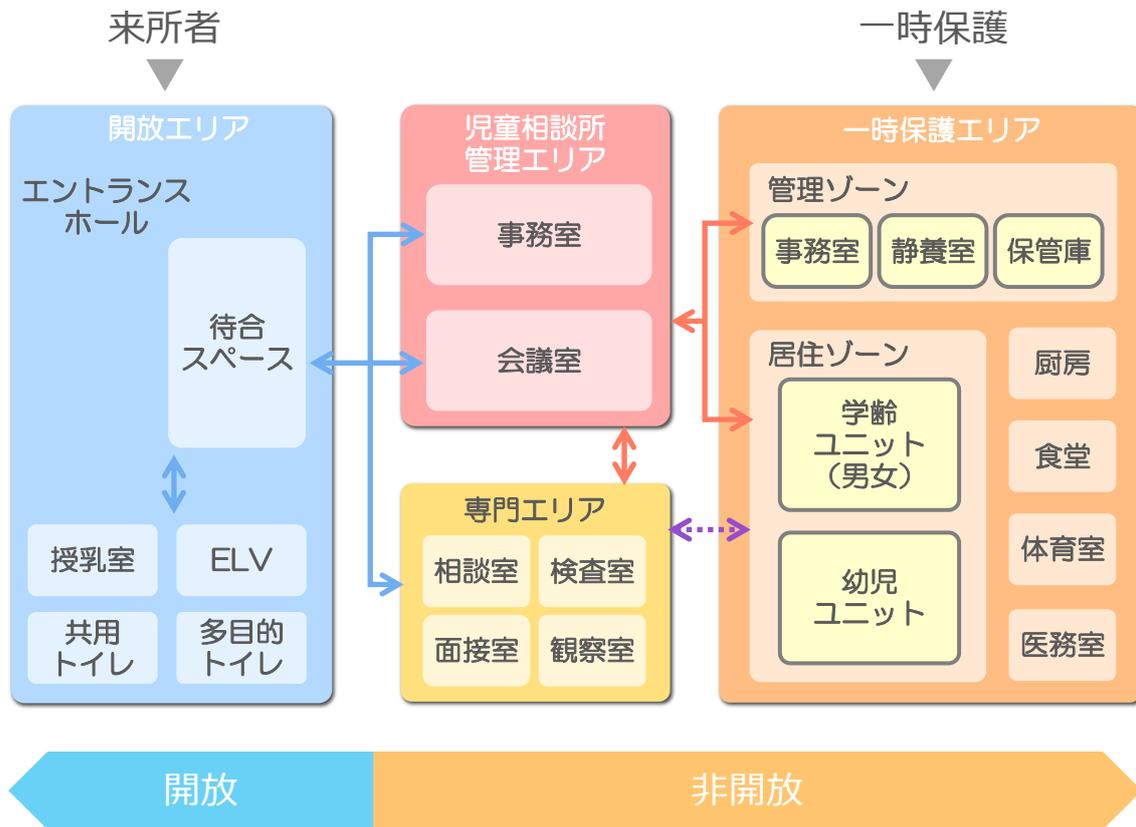


図 1-5-5 機能ダイアグラム

5.5 施設整備スケジュール

5.5.1 開設時期

設計及び建設工事に必要な期間を、以下のとおり想定しています。

表 1-5-2 施設整備スケジュール



※施設整備スケジュールについては、設置場所の確定後、別途検討します。

Ⅱ 基本計画

1 計画条件

1.1 施設整備条件

	室名	備考	計画面積	
児相管理エリア	事務室	児童相談所職員事務室 (58人+α)、ケース記録用壁面ロッカー (施設)	200 m ²	
	給湯室	職員用	4 m ²	
	男子更衣室	職員用 (男女全体で58人+α)	24 m ²	
	女子更衣室	職員用 (男女全体で58人+α)	24 m ²	
	所長室		8 m ²	
	職員用WC	事務室内に設置。	- m ²	
	倉庫	適所に配置。	60 m ² : 各所合計	
	会議室 (小)	チーム毎の会議に使用。児童相談所施設 (専門エリア) から見えない位置に設置。	30 m ²	
	会議室 (大)	会議室用物品庫を含む。職員全体会議、職員研修、関係機関連携会議 (要対協) で使用。稼働間仕切りで分割利用できるように配慮。	160 m ² : 会議用物品庫込み	
	男性職員用休憩室		20 m ²	
	女性職員用休憩室		20 m ²	
	警備員室	職員または警備員の宿直スペース。	15 m ²	
	用務員室	清掃等用務員控室。	25 m ²	
	児相管理エリア小計			590 m ²
	開放エリア	利用者用WC	来所者用	50 m ²
多目的WC		来所者用	8 m ²	
授乳室		来所者用	8 m ²	
待合室 (スペース)		来所者用待機スペース (エントランスホールを含む)	- m ²	
エントランスホール		風除室、待合スペース含む	120 m ²	
開放エリア小計			186 m ²	
専門エリア	面接相談室1~7	児童福祉司等が児童及び保護者と面接を行う。プザー及び面接中ランプ要検討。	126 m ² : 7室分 (18m ² /室)	
	プレールーム1,2	乳幼児用、学齢期用の2室必要。司法面接室側にマジックミラーを設置。	90 m ² : 2室分	
	心理検査室1~5	児童福祉司等が児童及び保護者と面接を行う。	80 m ² : 5室分 (16m ² /室)	
	心理療法室 (箱庭療法室)	箱庭を利用して児童の心理状態を計測する。箱庭に砂を使用するため専門の部屋が必要。	15 m ²	
	司法面接室	性的虐待等の面接を行う。ビデオカメラや音声録音、マジックミラーが必要。	30 m ²	
	観察室	司法面接室の様子をモニタリングする部屋。司法面接室に隣接配置が必要。	15 m ²	
	医務室	医療的診断をする部屋。	35 m ²	
	ファイル室 (ケース保管庫)	終了したケース記録の保管。	30 m ²	
専門エリア小計			421 m ²	
専用部小計			1,197 m ² ~1,300m ² 程度	
共用	廊下、階段、E.V、E.Vホール、PS・EPS等 ※自家発電設備、防災備蓄倉庫、受水槽スペースを確保する		600 m ² 程度	
児童相談所合計			1,900 m ² 程度	

	室名	備考	計画面積
一時保護所管理エリア	事務室	一時保護所職員事務室 (31人+α)	60 m ²
	給湯室	職員用	4 m ²
	男子更衣室	職員用	17 m ²
	女子更衣室	職員用	17 m ²
	倉庫	適所に配置。	66 m ² : 各所合計
	男性職員用WC		6 m ²
	女性職員用WC		6 m ²
	医務室	病气等に診察。30人以上の一時保護所には必須。	15 m ²
	洗濯室	児童の衣類を洗濯・乾燥を行う。	30 m ² : 2室分 (15m ² /室)
	児童所持品保管室	児童の所持品を一時的に預かり補充するスペース。	10 m ²
	一時保護所管理エリア小計		
居住エリア/幼児	幼児宿直室	幼児担当職員の宿直室。	17 m ²
	幼児専用WC	幼児専用。8~10人使用を想定。安全で家庭的な設えとする。	7 m ²
	幼児用洗面、脱衣、浴室	浴室にはシャワーを設置。安全で家庭的な設えとする。	11 m ²
	幼児用静養室	感染症等の際に幼児を隔離。職員用の置く位置に設置し、安全で家庭的な設えとする。	15 m ²
	幼児用居室1,2	就学前の幼児用。1室4~5人想定。3.3m ² /人以上	56 m ² : 2室分 (28m ² /室)
	幼児用プレイルーム	床材はクッション素材。床暖房。安全で家庭的な設えとする。	50 m ²
	幼児用給湯室	職員事務室と同じ階の場合は兼用可。	4 m ²
居住エリア (幼児) 小計			160 m ²
居住エリア/学齢	学齢用宿直室	学齢担当職員の宿直室	50 m ² : 2室分 (25m ² /室)
	学齢用学習室	男女それぞれ小学生用と中学生用を確保が望ましい。	60 m ² : 2室分 (30m ² /室)
	学齢用ラウンジ	学齢児ラウンジとしてくつろぐ場所。床暖房。安全で家庭的な設えとする。	120 m ² : 2室分 (60m ² /室)
	学齢用静養室	感染症対策として専用トイレ、シャワーの検討。	56 m ² : 2室分 (28m ² /室)
	学齢用WC		30 m ² : 2室分 (15m ² /室)
	学齢用洗面、脱衣、浴室	11~19人使用を想定。安全で家庭的な設えとする。	- m ² : 学齢用WCを含む
	学齢用居室 (1人)	4.95m ² /人以上。スイッチ類は廊下側に設置。壁紙NG。	170 m ² : 10室分 (17m ² /室)
	学齢用居室 (2人)	4.95m ² /人以上。スイッチ類は廊下側に設置。壁紙NG。	156 m ² : 6室分 (26m ² /室)
学齢用給湯室		9 m ² : 2室分 (4.5m ² /室)	
居住エリア (学齢) 小計			651 m ²
その他	厨房関連		100 m ²
	食堂	入所児童 (幼児・学齢児)、職員合計50人程度を想定。手洗い場を設置。	150 m ² : 配膳室含む
	親子訓練室	親子関係を再構築させるための施設。宿泊や食事スペース、洗面、シャワーを設置。	60 m ² : LD、和室、浴室等
	面接室1,2 緊急入所対応室	一時保護所に入所した児童の面接等に対応。照明、空調等のスイッチは廊下側に設置。壁紙はNG。	40 m ² : 2室分 (20m ² /室)
	体育館	ミニバスケットやバドミントンができる高さを確保。器具庫を併設。	230 m ² : 器具庫、専用トイレ含む
	園庭若しくは屋上庭園	児童相談所施設 (専門エリア) から見えない位置に設置。	
その他小計			580 m ²
専用部小計			1,622 m ² ~1,700m ² 程度
共用	廊下、階段、E.V、E.Vホール、PS・EPS等		300 m ² 程度
一時保護所合計			2,000 m ² 程度
児童相談所+一時保護所合計			3,900 m ² 程度

1.2 施設計画

1.2.1 配置及びゾーニング計画

(1) 配置計画

- 隣接住環境に配慮した施設配置や必要な対策を計画する（日影・プライバシー・視線・夜間受け入れ等）。
- 隣地境界には目隠しやフェンスを設置する。
- 夜間受け入れを想定した駐車場を確保する。
- 車両動線と歩車道分離された歩行者用アプローチを確保する。
- 搬入車両及び職員用駐車場を確保する（一時保護所出入口近傍に横付けできるように配慮する）。
- 一時保護所専用出入口として、上記車両動線と機能的に連続した通用口動線を確保する（来所者や通所児童と交差しないよう配慮する）。
- バイク置場及び駐輪場を確保する（必要台数は基本設計において検討する）。
- 外部階段や1階出入口からの進入防止対策を検討する。

(2) ゾーニング計画及び諸室計画

1) 共通事項

- 来所者動線と入所児童の動線が交わることのないよう各機能、エリア毎に明確なゾーニング及びセキュリティ計画を行う。また日常動線と避難動線との整合性を検討する。
- 利用者と管理者双方にとって、安全で安心な施設となるよう諸室配置に配慮した計画を行う。

2) 児童相談所管理エリア

- 相談室は、事務室との近接配置を検討する。または、緊急時の通話装置やブザー等の設置を検討する。
- ケース保管庫は十分な広さを確保し、事務室との近接配置を検討する。
- 緊急時のサブ動線を確保する。
- 心理検査室は7～8人のグループ活動での使用も考慮する。または親子訓練室の活用を検討する。
- プレイルームは卓球やミニトランポリン、サンドバックなど通所児童が身体を動かすことのできる広さと用具を設置し、可動間仕切りの設置を検討する。
- アプローチやエントランスを見渡せる位置に配置すると同時に、執務室内や職員の出入りが見えない配慮を行う。
- 緊急ミーティングなどが行えるスペースを事務室内に確保する。
- 事務室は職員の増員等も視野に入れ、十分な広さを確保する。また緊急用の動線を確保する。

- 会議室は、大小様々な会議に対応できるようフレキシブル性を持たせると共に、一時保護エリアと交錯しない動線を確保する。
- 所長室は、事務室内若しくは事務室と隣接配置とする。
- 職員用休憩室及び更衣室の使い勝手やスペース設定に配慮する。

3) 開放エリア

- 明るく開放的な空間とする。
- エレベーターや多目的トイレ、授乳室などを配置し、バリアフリーに配慮した計画とする。
- エレベーターは車椅子利用者の使用を想定した仕様とする。またカードリーダーやテンキーなど使用制御の検討を行う。

4) 専門エリア

- 事務室に近い位置に相談室を確保する。
- プライバシーに配慮した諸室配置とする。
- エントランスホールの一部に待合スペースを確保する。

5) 一時保護エリア

- 飛び降りによる事故防止とプライバシー確保の観点から、階層に配慮するとともに施設及び設備面の工夫を検討する。
- 「幼児ゾーン」「学齢男子ゾーン」「学齢女子ゾーン」を設け、各ユニットはそれぞれ独立させる。
- 居室は南面採光を最大限確保することを優先し、生活空間としての設えに配慮する。
- 居室は人数や男女比の調整ができるよう工夫を行う。また、個室化とユニット化、個室の1列配置とラウンジ囲み配置等の比較検討を行う。
- 静養室は、インフルエンザ等の流行性の疾病やその他隔離の必要性が生じた際に柔軟に対応できるように配慮する。
- 宿直室は、ユニット全体を見渡せるよう配慮した配置とする。
- トイレの出入りを管理できるように出入口の位置に配慮する。
- 通所児童の動線と交錯せずに外部に至る動線を確保する。
- 夜間の入所受け入れ時において、保護所職員が円滑に対応できるよう動線に配慮する。
- 保護所幼児の避難経路を検討する（避難用滑り台等）。
- 幼児エリアは学齢女子エリアと同じフロアし、日当りの良い屋外の遊び場の確保を検討する。
- 体育室はバドミントンやミニバスケ等のスポーツが行えるよう十分な高さを確保する。
- 倉庫や保管庫は十分な広さを確保し、サイズ別の衣類や布団等の寝具など、用途を踏まえて配置する。分散配置若しくは1カ所へまとめるか否かは、実際の使い勝手を想定して検証する。
- 静養室は感染症対策にも使用することを配慮した配置とする。
- 緊急入所対応や会議、倉庫等の将来的な対応に配慮した計画とする。

1.2.2 環境配慮事項

- CASBEE Aランク¹⁾以上確保することを目標とする。
- 自然エネルギーの積極的な有効利用を検討する。
- 外壁や開口部などの断熱性能及び空調負荷軽減策を検討する。
- 空調設備や照明設備など高効率設備機器の採用を検討する。

1.2.3 ライフサイクルコストの縮減策

- イニシャルコストの低減策を検討する。
- 階高やスパンの設定などフレキシブル性の確保を視野に入れた検討を行う。
- 設備機器のメンテナンスや搬入ルート確保等、長期的な視点に立ち更新性に配慮した検討を行う。

1.3 関係法令

表 2-1-1 主な関係法令・基準等

法 律	建築基準法	条 例	東京都安全条例
	都市計画法		東京都福祉のまちづくり条例
	消防法		東京都環境確保条例
	児童福祉法		東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建物整備に関する条例
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）		大田区みどりの条例
	土壌汚染対策法	基 準 等	児童相談所運営指針
	エネルギー使用の合理化に関する法律		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

¹⁾ CASBEE Aランク：「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建物を環境性能で評価し、格付けする手法。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価する。CASBEEによる評価では、「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」、「B+ランク（良い）」、「B-ランク（やや劣る）」、「Cランク（劣る）」という5段階の格付けが与えられる。

2.1 モデルプラン

2.1.1 各案の特徴、比較検討と考察

「1.2.1配置及びゾーニング計画」に基づく具体的なモデルプランの検討を行いました。

(1) 一時保護、相談所の断面検討比較

- 本計画案の機能配置の断面的な特徴を考察する。

表 2-2-1 各案比較表

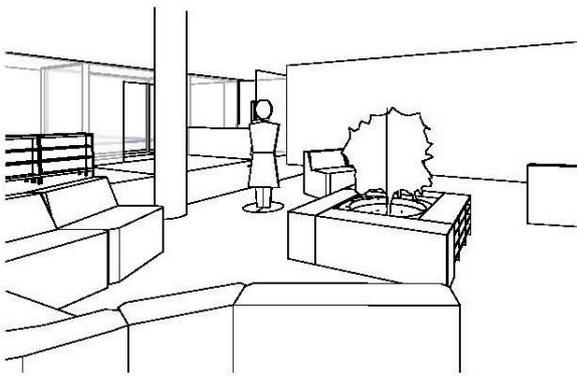
案	A案 1,2階児童相談所、3,4階一時保護所案	B案 1,4階児童相談所、2,3階一時保護所案								
	<table border="1"> <tr><td>4F 一時保護</td></tr> <tr><td>3F 一時保護</td></tr> <tr><td>2F 児童相談所</td></tr> <tr><td>1F 児童相談所</td></tr> </table>	4F 一時保護	3F 一時保護	2F 児童相談所	1F 児童相談所	<table border="1"> <tr><td>4F 児童相談所</td></tr> <tr><td>3F 一時保護</td></tr> <tr><td>2F 一時保護</td></tr> <tr><td>1F 児童相談所</td></tr> </table>	4F 児童相談所	3F 一時保護	2F 一時保護	1F 児童相談所
4F 一時保護										
3F 一時保護										
2F 児童相談所										
1F 児童相談所										
4F 児童相談所										
3F 一時保護										
2F 一時保護										
1F 児童相談所										
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・階構成による上下関係が分かりやすく児童相談所と一時保護の管理区画を明確にしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の飛び降りの危険性を軽減することが可能。 ・A案と比較して入所児童の緊急避難がしやすい。 								
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護児童の飛び降り危険が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区画がA案より複雑。 								
評価	△	○								

- 外部からの侵入とプライバシー、入所児童の安全確保を考慮し、一時保護所は2・3階とする。
- 本計画は以下の点より上記B案をベースとして検討を行う。
 - ・本施設において、一時保護で生活する児童、職員の使用率が最も高いため、一時保護の設置階を重視する。一時保護において、入所児童の緊急避難のし易さ、飛び降りによる怪我の防止の観点からB案が優れる。
 - ・B案に関して管理区画や動線の複雑化を留意すること。ある程度の具体的な設計検討が必要となる。

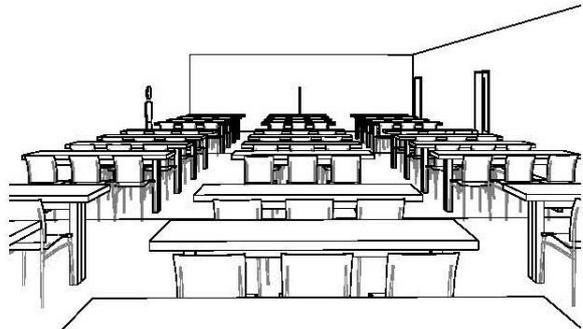
2.1.2 階層構成及び内観イメージ



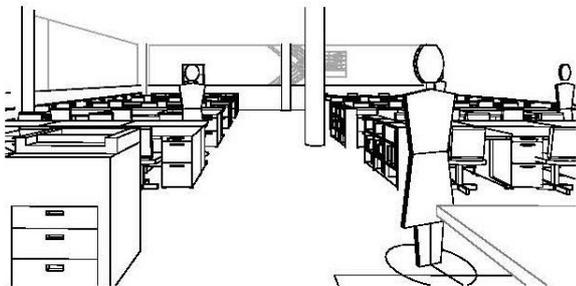
図 2-2-1 階層構成



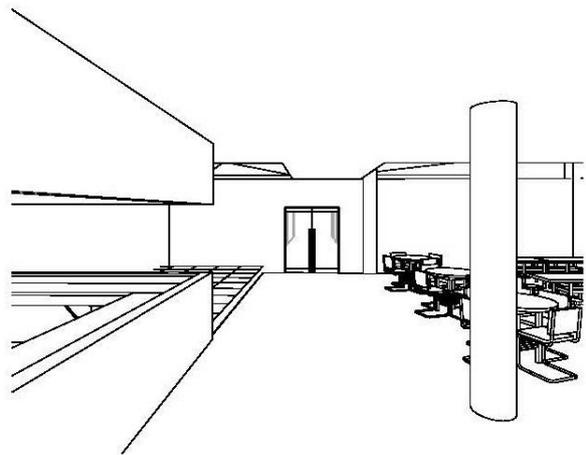
待合スペース



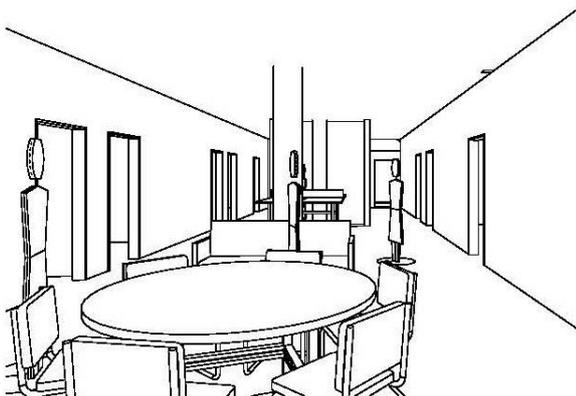
会議室



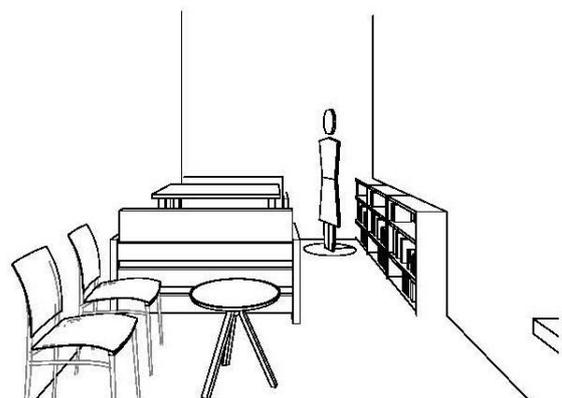
事務室



食堂



ラウンジ



相談室

各室を視認化することにより、必要な諸室の空間の大きさ等を確認し検討します。

図 2-2-2 内観イメージ

2.1.3 概算工事費

(1) 類似用途施設実績に基づく概算工事費算出

- 過去に建設された本計画の類似用途施設に関する設計概算工事費を分析し、概算工事費の目安とする。

類似ケースA：某区児童福祉センター複合施設（実施設計完了：2013年）

延べ面積：約 4,000 m²

坪単価：1,150,000 m²/坪

上記より想定される本計画の概算工事費：約 **13.5 億円**

(※ $3,900\text{m}^2 \times 0.3025 \times 1,150,000\text{m}^2/\text{坪} = 1,356,712,500\text{m}^2 \div \text{坪} \approx \text{約}13.5\text{億円}$)

(2) 実勢データベースを元にした概算工事費算出

- 実勢データベース（※1：JBCI 2016）を元に、本計画モデルプランによる想定情報（延べ面積等）を入力し、シミュレーションにより概算工事費を算出。

※1.ジャパン・ビルディング・コスト・インフォメーション（財団法人建設物価調査会発行）

一般事務所（自社ビル、都内）

延べ面積：約 3,900 m²

坪単価：約 1,200,000 m²/坪

想定総工事費：約 **14.2 億円**

- 上記分析より、概算工事費は、**約13～14.5億円**程度と想定する。

(3) 変動要因

- 今後の景気動向による物価上昇や、2020東京オリンピック・パラリンピック後の景気動向に関して、十分留意する必要がある。
- 敷地地盤の状況により、基礎工事にかかる費用が大きく影響を受けるため、今後の基本設計において、敷地内の地盤調査（ボーリング調査等）を行う必要がある。

2.2 課題の抽出

(1) 共通事項

- 備蓄倉庫、自家発電設備、貯水槽の必要面積の検討が必要。
- 要求する延床面積が大きいため、地階利用の有無、階構成の検討が必要。
- 空気循環や温度・湿度を適切に保つとともに、入所児童や児童相談所利用者に圧迫感や不安感を与えない、明るく清潔な環境が必要。
- 各出入口に関して、使用方法、侵入防止策の有無の検討が必要。
- 体育館等、運動を行う部屋に隣接する部屋への防音に留意が必要。

1) 内部構造

- 一時保護所入所児童が通院や外泊等の外出時に、児童相談所利用者との動線が交錯しないように、運営と十分な整合を図ることが必要。

2) 非常用発電機

- 非常用発電機設置場所として地下階が想定されるが、発電機の必要容量により排気経路・排気場所に関する詳細検討が必要であるため、与条件の整理と併せて、基本設計において詳細検討が必要。

※荷重に対する構造検討や隣地に対する騒音の法規制確認と併せて、非常用発電機の屋上設置について、基本設計での検討が必要。

(2) 一時保護所

- 断面計画的に、一時保護所が児童相談所にはさまれた形となるため、動線ルートの確認と検討が必要。
- 学齢男女の動線やゾーニングなど、管理運営上の課題を踏まえた検討が必要。
- 居室の多さに配慮した、全体平面構成の検討が必要。

1) 幼児遊び場

- 日照やプライバシー、騒音対策及び屋上の活用について検討が必要。

2) 幼児居室

- 日当たりなど、居住性・快適性を確保できる配置の検討が必要。

3) 学齢居室

- 日当たりへの留意が必要。
- 個室化、ユニット型や共有スペースとの使い勝手、平面的構成などを比較検討することが必要。
- 入所児童や職員の関係性から、構成を検討することが必要。

4) ラウンジ(男女)

- 居住性について、採光等に配慮し、居室との関係性を含めて検討することが必要。

5) 倉庫

- 入所児童の着替えや布団、所持品等、数多くの物品の収納が必要。

- 管理方法及び収納方法を検討することが必要。

(3) 概算工事費

- 2.1.3により算出・想定した概算工事費は、過去実績や実勢データベースを元にして
いるため、基本設計段階では本計画における特異事項（非常用発電機、太陽光発電パ
ネル、環境施策等）を改めて精査した上で、概算工事費算出が必要。

(4) 法規制

- 建築基準法上の延べ面積不算入用途（備蓄倉庫等）に関して、改めて整理することが
必要。
- 基本設計において、東京都安全条例に関して改めて精査することが必要。特に、「都
安全条例 8 条区画」、「避難階段から敷地外への避難経路区画」に関して留意が必要。